

第4日

平成30年9月7日（金）

午前10時零分開議

○議長（中島秀樹君） 皆様、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は17名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

日程に従い、一般質問を行います。

質問通告者及び順位はお手元に配付のとおりであります。申し合わせにより、1人当たりの質問時間は答弁時間を含めて60分以内となっております。御了承願います。

それでは、最初に、4番佐々木明子議員の質問を許可いたします。4番佐々木明子議員。

（4番佐々木明子君登壇）

○4番（佐々木明子君） おはようございます。4番佐々木明子でございます。早朝より傍聴にお越しの皆様、またインターネットをごらんの皆様、ありがとうございます。今回は9月定例会の一般質問を一番にさせていただくことになりました。うれしくもあり、また少し緊張をいたしているところでもございます。

さて、昨年の豪雨災害から1年がたち、本格的な復旧・復興に取り組もうとした矢先、また豪雨災害に見舞われました。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

今回の西日本豪雨災害による朝倉市の被害額は、福岡県でも最も多いとされています。昨年の災害では全国各地から多くの災害ボランティアの方々が朝倉市に来てくださいましたが、今回は西日本豪雨災害を初め台風災害や先日の北海道地震など各地で災害が発生していて、朝倉市へ災害ボランティアに来られる方は多くは望めないと思います。しかし、まだまだ災害ボランティアは必要とされております。今こそ朝倉市民が自分たちの力で復旧・復興に取り組まなければならないのではないのでしょうか。

これからは、質問席により質問をさせていただきます。

（4番佐々木明子君降壇）

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

学校に行きづらい子どもは全国的に増加傾向にあり、平成28年度は小学校で3万1,151人、中学校で10万3,247人、合計13万4,398人もの子どもが長期欠席をしている状態でございます。

お尋ねいたします。朝倉市の現状はいかがでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） 私ども不登校の報告あるいは要因につきましては、学校から毎月報告が上がってきて把握をしております。その中で今年度不登校となった、まず要因で申し上げますと、小学校、中学校ともに多かったのは、家庭環境の急激な変化とか親子

関係をめぐる問題で、特に小学校につきましては、要因の半数以上を占めております。一方、中学生につきましては、先ほど申し上げました家庭環境変化のほかに学業の不振、部活動への不適応、いじめを除きます友人環境をめぐる問題等というのが多くを占めております。

不登校児童生徒の定義をまず述べさせていただきますが、不登校児童生徒の定義につきましては、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により、登校しないあるいは登校したくともできない状況にあるため、累積30日以上欠席をした者のうちから、病気や経済的理由などによるものを除いた児童生徒のこととさせていただきます。

朝倉市の平成29年度の不登校児童生徒数については、小学校が20名、中学校が38名でございました。以上でございます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 私も平成28年に一遍質問させていただいておりますが、そのときに調べたときに、不登校、小中合わせて平成26年は55名、平成27年は61名、平成28年は46名、平成29年は先ほど答弁いただいたように、小学生が20名、中学生が38名とのことですが、小学生がかなりふえているということに今、驚いているところであります。

この数字を見ますと、特段昨年がふえているとも思いませんが、全国的に見ましても平成10年の資料見ますと12万7,692名、平成28年がさっき言いましたように13万4,398人ですので、すごくふえているとは思えませんが、平成10年から徐々にふえ始めまして、平成13年が13万8,000人ほどいまして、それをマックスに徐々に減少気味にあったそうです。それは平成24年、10年たった平成24年に11万2,000人まで減ったところ、それから徐々に増加して13万4,000人になっている。これは今後、増加傾向にあるだろうと国でもしているところでございますが。

要因につきましては、今説明していただきましたが、余り変わっていないといいますが、平成10年ぐらいのときのところとそう多く要因として変わってはないとは思いますが、最近の要因として私が聞き及んだところは、スマホによる弊害といいますが、今は子どもはもう1歳、2歳からスマホを扱いきるとい時代になっているそうですが、スマホ、学校に行けない子どもがスマホの楽しさにおかれまして、裕福な家庭では、何でもコンビニなんかゲームのソフトが売っているらしくて、それを無理やり親に買わせたりとかしているそうです。それがかなり、スマホの原因というものが大きくなっているのが最近の傾向だとお聞きしました。それと親のネグレクトですね。親の育児放棄、それも最近の傾向だということでもございました。

中学生に関しては、少し減少気味なのかなと思いますけれど、朝倉市として、教育委員会として、不登校対策はどのように取り組んでおりますでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） まず、増加をしているかどうかという我々の現場感覚でお話

をいたしますと、本年度7月現在の不登校の児童生徒数が小学校が5名、中学校が37名となっております。昨年の同時期から比べますと増加をしておりますので、私どもとしましては増加傾向にあるというような基本的な認識をまずもっております。

あわせて、対策の関係につきましては、不登校については早期の対応が一番大事だと考えています。そのため学校では、日ごろの子どもたちの様子を観察をするほか、学校適応感尺度調査や生活・環境多面調査などを使いまして、外見では捉えられない児童生徒の実態調査、内面の状況を把握するように努めております。

また、2日続けて休む子がいた場合には、担任が中心となりまして即家庭訪問を行うということをやっています。

学校の不登校への取り組みとしましては、担任が1人で問題を抱え込まないように教育相談コーディネーター、これは各学校、主に教頭とか主幹が担っていますが、1名いますので、このコーディネーターを中心に学校内にチームをつくり組織対応をしております。

このチームには、先ほど申し上げましたコーディネーターのほかに担任、管理職、校長とか教頭、養護教諭などが入り、子どもの状況の確認や対応策の検討を行ってきております。

また、最近では、先ほど議員もおっしゃいましたように、複雑な家庭環境などで学校だけでは対応できないケースがやはりふえてきております。このような場合は、教育委員会の指導主事やスクールソーシャルワーカー、不登校支援加配の教員、適応指導教室の指導員でつくる教育委員会の学校支援チームで対応してきています。

この学校支援チームが、定期的な学校訪問を行う中で、不登校などに関する学校が抱える課題を把握いたしまして、必要に応じて医療機関とか児童相談所などの関係機関へつなぐ役割を果たしてきているということでございます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 私も、まず平成28年に各学校にお邪魔したときも、学校でもうかなり、校長先生を中心にチームをつくられて一生懸命取り組んでいるという実態はお聞きしておりました。結局、時間外に担任が夜家庭訪問したりとか、そういうことが6月にも一般質問しましたが、先生方の超勤の原因にもなることではあるとは思いますが、やはりそのように一生懸命学校現場が頑張っておられるということはお聞きしておりますが、それでも不登校がふえてきている、特に平成29年度の中学生の38名に、もう現在でもそこに近づいていると、今後またふえるかもしれないということについて、どうお考えでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） 先ほど申しました家庭環境が非常に厳しくなったということがございますが、事務的な問題で申しますと、この月例報告の中には今まで「その他」という項目があります。いわゆる出席をしていない子どもたちも、いろんな事情があります。

例えば病気のために入院をしているから出席できないとかいうものについては、ここで言う不登校には当たりませんので、そういうものを除いた数値の中に「その他」というのがございまして、この「その他」の中には、例えば複合した要因がある場合、家庭環境の経済的な問題、本人の不登校の傾向ある場合は「その他」に入れて報告をするということでもございましたから、「その他」については不登校のカウントがありませんでした、中に入っていないませんでした。

それを今年度は、やはりそういうことではなくて、複合というのは要因があって、不登校の要因がその中に見受けられるのであれば、それはやはり不登校ということに加えていこうということで、人数がちょっと昨年度ととり方が変わったところがすごくふえた要因が一つございます。

それとあわせて、家庭環境が非常に厳しくなっているということについては、やっぱり大きな要因であると思います。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） そういった努力のもとでも、学校で手に負えなくなるといいますか、手に負えなくなると言ったらいけませんでしょうが、その場合に教育支援センターにございます適応指導教室が取り組んで対応していただいているとは思いますが、適応指導教室は今朝倉市に幾つございますでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） 教室は朝倉市教育支援センターの業務として1教室でございます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） それでは、その職員数は何人で運営してありますでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） 教育支援センターそのものは適応指導教室以外に教員の研修とかもろもろやっていますので、プロパー的な職員が5名、所長は教育長が兼務をしております。そういう意味で言えば6名になります。

適応指導教室の担当の指導員については、3名でございます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 3名ですか。杷木にも分室があるとお聞きしたんですが、今のところ杷木はあんまり通級している子どもがいないということをお聞きしたんですが、現在支援センターに、適応指導教室に通級している子どもの数は何人ぐらいでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） 現在は16名でございます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 先ほど現在として小学生が7名、中学生が37名、40名以上の子

どもたちの中で16名。じゃ、ほかの子どもたちは今どのような状態にあるのでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） それは、やはり家にひきこもりをしていたり、いろいろありまして、その分について先ほど申しましたような学校とか教育委員会含めて支援をしていますが、一つは不登校イコール問題行動だけでは片づけられない問題がございまして、と申しますのは、どうしても学校に出てこれない子どもたちを強制的にそういった教室にやるということは逆効果になる場合もありますので、そういう意味ではしっかり地道と申しましようか、そういった訪問活動しながら適応指導教室に通えるような取り組みをしていくことが必要だろうとは思っています。

例えば、今年度長期欠席をした児童に対しまして、学校から面談要請の文書を保護者に渡しまして、本人と直接話す機会ができております。これによって、適応指導教室の入級を促した結果、現在は適応指導教室に進んで通うことができるようになった事例もございまして、こういった取り組みをしっかりと今後もやっていきたいと考えています。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） そういった取り組みで適応指導教室に通級できるようになった子どももいらっしゃるでしょうが、何しろ甘木の元希声館跡ですね、そこにございまして、朝倉市は広うございます。やはり杷木の東部から西部まで遠いところの子どもはどのように通級しているのでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） 確かに範囲が広うございますので、それは通ってくるということになるわけでございますが、私どもとしましては、不登校数がこういうふうにあふえておりますので、当然適応指導教室に入級をしていく児童もふえると考えています。

本年度につきましては、杷木支所内にも仮の施設を設置をいたしまして、指導員3名のうち、そのうち1人がその杷木支所に出向いて、週1回の指導を行ってはきております。

今後、適応指導教室に通う児童生徒が増加をすることも予想されますので、市内東部地区に増設する必要があるとは考えております。また、同時に、その場合の人員の増員というのにも必要になってきます。

いずれにしましても予算を伴うものでございますので、増設が必要であるという機運的な考えは持っているものの、現時点においては検討課題であるというところで認識をしているところでございます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） それでは、16名の方が通級されているということですが、どのようなカリキュラムで、どのぐらいそこで過ごされているのでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） カリキュラムにつきましては、当然学力を保障ということが

ありますので、期末の勉強とか、通常の勉強含めて期末の勉強とかありますし、特に中学校3年であれば受験というのがございます。そういった受験勉強もやると。体動かす分では、体育センターを使って体育の授業をやったり、いろんなもろもろのそういう経験をするというようなこともあります。そういったものを通級指導教室ではやっているということでございます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） この問題は、以前にも取り上げられていると思いますが、やはりそのような不得意とする教科指導とかもあります。その中で今体育センターで運動とおっしゃいましたが、職員数も少ない中、体育センターまで行って、そういうことができるのかどうか。

それから野菜づくりとか調理実習、そういったことが述べられておりましたが、そういう子どもが興味を持つようなことが現実的にできているのでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） 体育センターは市立体育センターであれば、役所のそのところに甘木体育センターがありますから、場所的にはさほど離れておりませんし、この指導員は校長のOBとか先生のOBでございますので、当然そういった指導、自分の中で体育もやった経験がありますので体育はできるということでございます。

だから、できるだけいろんな場所に子どもたちが行って、そこで勉強以外の楽しみとか、子どもたち同士のいろんな会話とかそういうものが必要でございますので、そういった体育的な授業も取り入れているということでございます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 16人通っているということですが、16人の子どもたちが一遍に16人そろふことはもちろんないだろうと推測いたしますが、朝から夕方まで一日を通してしているのでしょうか、それとも時間を区切ってしているのでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 教育課参事。

○教育課参事（大坪和之君） 活動につきましては、この時間まで学習をしようとか、この後、体験活動をしようとか。体験につきましては、子どもたちがこういうことをしたいというような希望を言ってきますので、なるべく子どもたちがやりたいことができるような、まずは家に引きこもっているのではなくて外に出そうと。先ほど運動のことお話がありましたが、やはり体を動かすということが生活のリズムを取り戻していく、そういったことにつながっていくということで取り入れてあります。

中には、挨拶をきちっとしようとか、そういった基本的な生活習慣も身につけさせようということで、今取り組んであります。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 私も市内にある、そういった不登校の子どもたちを預かってい

るところにお邪魔しましたというか、お話聞いたことがあるんですが、やはり子どもたちは一緒に体を動かしてドッジボールをしたりとかすると、すごく意欲的になって本当楽しいんだなとわかってくださるそうです。通ってくるようになるということも聞いております。やはり子どもたちが、ああ、ここに来たら楽しいんだな。そして、それが自分の本当の本来行くべき学校に通学できるようになれば、それが一番いいとは思いますが。

全国でそういった不登校に対する取り組みをしている市町村なりがございますが、その中でちょっと私が注目したいと言いますか、これは朝倉市にとってもいいんじゃないのかなというのがありますのでお知らせしますが、すぐ近くの久留米市です。久留米市は、市内17中学校があるそうです。その市内中学校全部に校内適応教室を運営しているそうです。そして各教室2名の助手がいるそうです。もちろんそこにも通えない子どもたちのためにセンターもあるそうです。これはやはり予算を伴いますので、朝倉市がすぐ取り入れることは無理かとは思いますが。

しかし、それぞれの校内にそういった適応教室があるということは、先ほど朝倉市は1カ所、東部のほうにできるかもしれないということですが、通える、親御さんが、保護者が送っていけばいいんでしょうが、保護者もいろんな事情がありまして、送れないところもあるでしょうし、そういうためには歩いていけるとこにあるというのはいいんじゃないかなとは思いました。

それと和歌山市、それは訪問支援員制度をとっているそうです。学校内の支援員室で、やはりここも学校内で支援員を設けまして、その支援員が家庭訪問からしているそうです。各家庭に訪問して子どもたちを連れてきて、学校内でそういったクラスで支援をしていく。そして、その子どもたちが、それぞれの教室に通級できるようになったら、その後の教室の活動にも参加したりするということです。特色あると思います。

それと朝倉市と割と同規模な雲南市、島根県です。そこは教育支援センターのスタッフ3名とNPO法人スタッフ5名で運営しているということです。そうなりますと8名ですので、かなり人員的に余裕ができて、いろんな送り迎えからできるようになるのではないかなと思っております。

それで、私の考えとして、今後このたびいろいろ調べさせていただきまして、朝倉市として私の提言といたしまして、モデル事業として甘木中と立石小学校に適応指導教室の分室を開設したらいかがかなと思っております。それは教育支援センターの職員が運営をする。ただいま言いましたように教育支援センターの職員は、施設長合わせまして6名、到底足りません。それで、各中学校に17名も18名もは無理ですけど、4名ぐらいなら何とか予算措置していただいて、モデル事業として訪問支援から本来のクラスに戻れるように考えたらいかがと思いますが、教育長いかがでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 教育部長。

○教育部長（高良恵一君） 教育長が答弁する前に、ちょっと今なぜ教育支援センターか

というところを一つ、お話させていただきます。

これは不登校の子どもたちというのは、いわゆる学校に来れない子どもたちでございますので、学校内につくることがいわゆる来にくいというか、なかなかそこに出向くことが難しいというような状況がございましたので、現在は教育支援センターの中に適応指導教室をつくっていると。

同じように杷木についても、杷木支所内にそういった施設をつくっているということがあります。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 私もそこについては考えました。いろんな方に校長先生なり、スクールソーシャルワーカーの方にもお聞きしました。そしたら、久留米市にしろ、そういった学校内にそういった教室を開いているところは、意外にも子どもが来るらしいです、私も意外でしたが。それにも来れないという子どものために、教育支援センターといえますか、そこは残しておくといえますか、そこがもう主になってするんですが。

やはり子どもたちは、学校に行けない、行かないということについて罪悪感を持っているらしいんですね。それで、本当は学校に行きたい、だからもちろん校門に一步足を入れるちゅうことが一番の壁なんでしょうけれど、それができても教室には行けない。もちろん昔から保健室登校とかございますけれど、保健室登校しても学業の保障はございません。ですから、一步学校内に足を踏み入れるように訪問支援もしていただいて、そして学校では別室で子どもたちにいろいろ指導していく。それが結構各特色あるいろんな、そういった不登校に対する取り組みとしては効果はあらわしているということも聞いておりますので、モデル事業です。そういうことも一つ考えてみたらいかがでしょうか。教育長、よろしくお願いします。

○議長（中島秀樹君） 教育長。

○教育長（宮崎成光君） いろいろ工夫しながら取り組んであるところの情報をいただきましたが、そういう情報をいただきながら、改善するところは改善していきたいと思っていますが。

若干うちの御説明いたしますと、不登校の子どもさんが一番最初居場所はどこにしたかと言うと保健室にしたんですね。最初は保健室にしまして、そこで先生方が空き時間を使いながら対応するというふうな形をしていましたけども、学校まで来られる子どもさんは保健室でどうにか対応できる。でも、学校に来ることが対応できないような子どもさんが出ていらっしゃいました。そのときに保健室じゃなくて学校内の別棟の建物があるような学校は、昔、用務室等がございましたが、その別棟のところがあるところは、そこを適用教室のような感じで開設するというようなことをして、そこに通っていただいたこともあります。

しかし、学校に行くときに、友達に会うのがいかんという子どもさんも出ていらっしゃ

いまして、じゃ、もう少し学校じゃないところにつくろうということで、今度は違う場所もそういうのを施設をつくるというようなことになりまして、うちの適応指導教室ステップのところは、どちらかと言いますと学校外、学校には入っていけない子どもさんを学ばせる場所として今のところをつくっています。それは教育委員会の管轄として、するというような形をしています。

うちの場合ですと、あそこの市町村会館の中にしたんですけども、どの部屋が一番いいかというときに、完全に隔離するよりもブラインド越しに友達が学校に行っている姿がこちらからわかると。向こうからブラインドで中の様子がわからないというような状況の中で、全く見えないような形よりも、そういうちょっと刺激があるぐらいがよかろうということで、今の場所を使ってしているところでございます。

先ほど述べましたように、不登校の様相がずっと変わってきてまして、以前は学習をどう保障するかということを中心にずっと取り込んでおりましたが、最近は学習の保障だけじゃなくて、それ以前の問題ももう少し考慮しなければいけない、先ほど参事が申しましたように、外に出て日光に当てると、体内時計を整わせるとか、そういうところに目標を置いたほうがいいんじゃないかなと思われる子どもさんもいらっしゃるの、そういう子どもさんにはそれを。

また、友達と会って遊ぶことができる、話すことができるということで、それを目標にした活動をする。これがトランプをしたりバトミントンをしたり、そういうことを中心に。

また、一般の方と触れ合うことができるということで、JAさんの御協力をいただきながら、タケノコ掘りをしたりとか、サツマイモ掘りをしたりとか、そこでほかの方のお世話になりながら感謝の言葉を述べたり、挨拶をしたり、そういう他と触れ合うようなことをすると、そういう形でいろいろやっています。

あそこの中では、志を持たせようと、目標を持たせようということでしてございまして、以前、勉強、勉強ということでしていましたが、どこにどんな形で自分が進みたいかというのがはっきり定まらない子どもさんもいらっしゃいますので、そのあたりを目標にした取り組みをすとか、いろんなことをしています。

今おみえになっている子どもさんは、テストの時期、行事があるときに、自分の気持ちが進んだときにはチャレンジ登校という形で学校に行かれることが多くなってまいりました、全部ではございません。だから最初の始業式の日は、比較的あそこはがらんとしています。最初の始業式の日には学校へ行くという子どもさんが結構いらっしゃいますので、あそこは少ないという状態であります。

ほかのときのテストのときも、チャレンジという形でテストを受けに行く、そこで学校で受けることができない子どもさんは、問題用紙をもらってきて、あそこで受けるとか、そういう工夫をしながら学校復帰を前提にした形でステップは今進んでおります。

ただ、いろいろ変わってまいりましたので、今議員さんおっしゃってありますような、

いろんな手法を子どもさんに応じた形で取り入れていくことが大事だと思って、いろいろ取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 学校に行かない、先ほど言われましたように、学校に行かない、もうありだという評論家もいらっしゃいます。確かに学校は死ぬほどつらい思いをしてまで行く場所ではないと思います。今は中学校に行かなくても進める高校や職場などもございます。しかし、そういった不登校気味な子どもにとって、学校が楽しい場所になったなら、また違った人生を送れたのかもしれませんが。学校に行きづらい子どもが学校に楽しんでいけるような取り組みを、今後ともよろしくお願いいたします。

次に移らせていただきます。

昨年、7月5日の九州北部豪雨災害発生当初、自宅を離れて仮設住宅、みなし仮設住宅、また自力で避難場所を確保した世帯は600世帯、1,200人以上に及んだと思います。1年過ぎましたが、現在そういった被災者はどういう状況にあるのかお尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上 浩君） 昨年の被災者が避難をされまして、直近の都市建設部でつかんでおります避難状況につきましては、8月末現在で建設型の応急仮設入居者85世帯の175人、みなし仮設263世帯の676人、公営住宅への一時避難、29世帯の71人となって、合計の377世帯922人というのが現在都市計画課でつかんでおる状況ですが、これ以外にも親族宅、会社等の一時避難者については、その後の再建の状況というのはつかめていない状況がございます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 私もその自力で避難している人たちの世帯数が知りたいところですが、これは後ほど申しますが、支え合いセンターなどでおいおいわかっていくことだろうと思いますが、いまだにやはりおそらくその方たちも合わせまして400世帯以上がまだ避難されていると思われまます。

それで、まず7月に調査したと思われまますが、災害公営住宅建設が決定したと思いが、何戸建設が決まったのでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上 浩君） 本年7月に、第3次の意向調査を行いました。その結果をもとに2次意向調査と同じく杷木小学校跡地に50戸、旧石の橋団地跡地に30戸の当初の計画どおりの戸数で建設を進めたいと考えているところでございます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 単純に400世帯から80戸、80世帯を引きますと、残りの300世帯余りの方たちはどう生活再建されようと思われているのでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） 今住まいの現状の世帯数につきましては、先ほどの都市建設部長のとおりですけれども、今後住宅再建について進めるためには、1件、1件のニーズを的確に把握するという作業が必要だと思っておるところでございます。これまでに福祉事務所とか都市計画課、防災交通課で収集してきたデータがございまして、それを復興推進室で被災者台帳として集約したということでございます。

被災者台帳と申しましたけれども、先ほどの災害公営住宅の規模は把握しているところでございますが、被災した家屋を修繕するとか、新築を移転を希望するとか、個別、具体的な今後の再建方法について現在全てを把握できていないという状況でございます。これからであるという状況でございますので、今後の住宅再建につきましては、1件、1件の意向を把握してニーズを踏まえるということで、宅地の確保にも努めるといった取り組みを進めていきたいと思っておるところでございます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 6月の質問のときも何か同じようなお答えをいただいたような気がいたしますが、それでは、仮設とかみなし住宅の入居期限は2年だと、原則2年だとお聞きしております。その方たちが生活再建できなかつたら、延長はあり得るのでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上 浩君） 延長につきましては、国の閣議決定等の手続が必要でございますので、今私どもで延長が可能かということについてのお答えは非常に厳しいものがございますが、私どもの住宅再建の状況を見ながら、必要な要請等については行く必要があるかと思っておるところでございます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） もちろん国なり、県なりお願いなどもしなければならぬでしょうが、東北大震災の場合は復興庁までできておまして、特別枠です。熊本も特定区域らしくて延長がかないましたが、延長できなかつた方もたくさんおられるそうです。

ですから、朝倉市の場合、到底2年の延長というものはあり得ないというふうに考えていかなければならないのではないかと考えるところです。その場合、それまでにもう1年切っております。それまでに生活再建ができなかつたら、その人たちの例えば住宅に戻ることができなくて、みなしなどで、アパートなど借りている場合、市が補てんということを考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上 浩君） 先ほど総務部長もお答えしましたように、それぞれの被災者の状況がございまして。そのニーズの中で、再建に向けて努力をされていても、その期限に間に合わない場合もありますし、まだその再建の考え方がまとまっていない方もございます。それぞれの状況を把握しながら、今後の対応については考えていきたいと考えて

おります。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 先ほどから申しておりますように、2年はもう目の前に迫っております。いち早い住民への情報の提供といいますか、どうしたらいいのかということを示すべきだと思います。

例えば、災害公営住宅が来年の7月ごろにはできると思いますが、その災害公営住宅に入居したら、その後、自力でといいますか、住宅再建したときに、支援金や義援金は——住宅再建に関する——もらえなくなるとお聞きしたんですが、いかがでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 復興推進室長。

○復興推進室長（梅田 功君） 生活再建支援法の制度、また義援金の関係のお伺いかと思いますけれども、災害公営住宅に入る、入らないにかかわらず、制度上はほかの方と同様の措置ということになります。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 私もそうだと思いますが、そういった話が蔓延してきているんです。災害公営住宅に入ったら、もう後はお金が出ないから、建設できなくなるんだぞと、それも割と確かな人が申しております。ですから、やはりそここのところの情報、共有といいますか、それは大切なことだと思いますので、復興推進室として、特に気をとめておいていただきたいと思います。

それと、安全な居住地をコミュニティなり各地区から提示されていると思いますが、そこが整地された場合、そこは分譲地なのか代替地なのか、公営住宅は建て得るのか、お聞きいたします。

○議長（中島秀樹君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上 浩君） 今、地域とそれぞれに被災者の再建住宅の候補地として、いろいろ協議は行っております。分譲地の場合もございまして、そのニーズの把握の中で、公営住宅の候補地というのでも検討しているところでございまして、それぞれの被災者の住宅ニーズ等の勘案の中で、最低限の公営住宅の場合は希望等もございまして、その建設のためのメニュー等も検討しながら、可能なものを選択し、ニーズに合わせた情報を提供しながら、そこを絞り込んで確定させていきたいという、今後の手続を考えているところでございます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 公営住宅についてはわかりましたが、問題なのは、分譲地なのか代替地なのか。分譲地といいますとお金が発生いたします。その市が用意した土地なりを買わなければなりません。代替地だったら、被災した土地の面積に応じていただけると、そういうふうには私は理解しておりますが、代替地になり得るのでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上 浩君） 現在、住宅の提供の用地につきましては、基本的には、個人の財産でございまして、用地として市が提供できるものであっても、分譲というのが基本になるかとは考えているところでございます。

代替地という場合については、公共土木事業等で個人の敷地がかかる場合等については、それなりの土地については補償等が行われますが、代替地というような、市が被災者に対して土地を用意するというようなことは今のところ考えていないところでございます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 長期避難世帯になり得るような被災者の自宅などは、到底、市が分譲地にどのくらいの値段をつけられるかわかりませんが、恐らく価値的にもそう大してないだろうと、市が買い上げてくれるにしても、ではとても建てられないんですよ。ですから、もともとあった自宅の土地まで全部を代替地としてくれとは言いませんが、家1軒建てられるぐらいの土地を代替地として、ぜひ被災者に分けてやってほしいと希望いたします。

それと、時間がたってきますと、そういうふうに話し合いの場においては、そういったいろいろなまとまったところに土地をつくっていただいて、そこに移り住むという考えの方もいらっしゃるでしょうが、自宅跡地に住宅を再建したいという方も出てきております。ただ、河川が決まるまでには、決まりまして、建設されるまでは5年、6年かかります。とてもそれまでは待てません。それで、その方たちの話としたら、せめてかさ上げをしてもらえないか。そうすると、自宅跡地に自分が建てるということを言っております。それには、もちろん道路もきちんと整備しなければなりません、早急に道路の整備と、そういった自宅跡地のかさ上げというものを市がしていただくというわけにはいきませんかでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上 浩君） 個人の宅地については、今、河川等の工事の中で発生いたします土砂等については、農地等についてはそのような土砂を活用するというようなことも並行して検討しているところでございますが、各個人の住宅地の造成については、そのようなニーズがあることも存じてはいるところですが、国の制度等、流出した宅地への土砂の再利用等について、何とか制度化ができないかというお願いもしているところでございます。

まだ、制度の成立は見ておりませんが、そのような要望に対して御検討がされている状況もございまして、可能な制度を我々も研究しながら、情報が入り次第、皆様のほうに御説明したいとは思っているところでございます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） それをお聞きしまして、少し安心したところですが、やはり、住民というのは、日々考えが変わってきております。やはり、もうどうせ家を建てるなら、

もとあったところに住みたい、もとあった人たちと交流を深めていきたい、そう申ししております。それには、やはりさっきも申しましたように、まだ安全が確保されていない。せめて自分の家がかさ上げになっていたならば、擁護壁ができたならばそこに家を建てたいと、話を最近では耳にするようになりました。ぜひ、期限も迫っております。早急に各関係に交渉していただいて、もしそれができなければ、市が頑張っても宅地のかさ上げをしていただくとかしていただければ、住宅建設、自宅再建につながると思いますので、よろしくお願いいたします。

次、支え合いセンターについてお尋ねします。

開設後6カ月が過ぎましたが、現状と成果についてお尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） 支え合いセンターです。これまでの経緯ですけれども、ことしの1月に朝倉市社会福祉協議会と業務委託契約を結んだ、その後、社協が職員募集を行いまして、ことしの2月5日から業務を開始したということでございます。その後、半年程度たちました。半年以上たちました。

支え合いセンターにつきまして、目的について市の認識を申し上げますと、被災された方々が安心した日常生活を取り戻し、自立した生活再建ができるよう相談、声かけなどの見守り、地域交流の参加促進、公的支援のつなぎを行うことを目的に設置したということでございます。まずは、被災された方々と面談して、直接お話する機会というものを最優先に活動をしておるところでございます。

今の現状でございます。訪問対象といたしましては、建設型仮設住宅が85世帯、みなし仮設住宅が263世帯、公営住宅が29世帯、自力みなし住宅44世帯、在宅——これは半壊以上の被災家屋に継続して居住している方ですが、631世帯、合計1,052世帯というふうに私どもは把握しているところでございます。

8月末の時点で、先ほどの1,052世帯中1,032世帯の訪問を終えました。98%の訪問率でございます。20世帯につきましてもお会いする機会づくりを進めておるということでございます。今、訪問して、さまざまなニーズ、それから不安等の解消に努めておるという状況で、世帯数につきましては、以上のとおりでございます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） 本当、待ち望んでいた支え合いセンターです。杷木地区におきましては、当初、いろいろ問題がありましたけれども、途中で職員もかわりまして、顔の見える方が担当になりまして、被災された方もかなり安心して、いろんな悩みを打ち明けるようになってきているそうです。

ただ、やはり避難されている方が、数が多いでございます。なかなか接触する機会と申しますか、訪問する機会が限られている、その中で、日々いろんな情報も変わってまいりますので、支え合いセンターの職員としたら、いろんな情報をやはり共有するというこ

とが大事であるということを感じられているようであります。

今度、復興推進室ができております。本当、復興推進室ができましたことは、非常に支え合いセンターにとっても喜ばしいことだと思っております。やはり、横の連携といいですか、同じような質問を都市計画課がしていたり、支え合いセンターがしたり、二重手間だということも過去あったそうですので、連携さえすれば、そういった無駄は省けて回数も多く訪問できるようになると思います。

支え合いセンターの職員が12名、支所の相談窓口が4名ですか、できましたらその方たち16名、それと推進室の方との定期的な会議、今は主任とか統括などが上のほうと話しているそうですが、やはり日々、避難者の方と直接かかわっていらっしゃる支え合いセンターの職員とも一緒に話をすることで、いろんな情報の共有はできると思います。ですから、支え合いセンターの職員との話し合いを、少なくとも月に1回はしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） 現場の声を行政に反映するということが大事だと思っておりますけれども、今の現状ですが、毎月、定例的に事務連絡会議を行っております。これには、支え合いセンター、社会福祉協議会、市の行政、それから県の福祉総務課、それから県の社会福祉協議会も出席していただいております。それが毎月1回ということでございます。これにつきましては、情報を共有することで、各機関がそれぞれ活動が必要ですが、活動に役立てると。

それと、もう一つの会議がございまして、それぞれの家庭事情につきまして、個別ケース会議というものを行っております。支え合いセンター、社会福祉協議会、復興推進室で月2回開催しております。家庭ごとの支援策とか、定期的な訪問回数をどうやるかといったことを開催しておるところでございます。

そういった会議を各種行いまして、できるだけ寄り添いたいというふうに思っております。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員。

○4番（佐々木明子君） よろしくお願ひします。そういった末端のといひますか、支え合いセンターの本当の末端の職員が、いろんな得た情報をきちんと上に吸い上げていただけるようによろしくお願ひいたします。

自宅を離れて避難生活を余儀なくされている被災者にとって、最大の悩みは自宅の再建についてでございます。仮設住宅、みなし仮設住宅の入居期限が1年を切った今、被災者への思いといひますか、被災者の気持ち、それまでに住宅再建が本当にできるのかということだろうと思ひます。被災者へのきめ細かい情報の提供と、再建への支援が必要なのではないでしょうか。どうぞ、当局の頑張りをよろしくお願ひいたします。以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中島秀樹君） 4番佐々木明子議員の質問は終わりました。10分間休憩いたします。

午前11時零分休憩